



国民年金からのお知らせ

年金受給者が死亡したときの手続きについて

■年金受給権者死亡届

死亡した日から14日以内に、「年金受給権者死亡届」の提出が必要です。

届出を行わず、年金が過払いとなった場合は、返還請求の対象になりますのでご注意ください。

また、年金受給権者の死亡に伴い、次の年金を遺族が請求できる場合があります。

○未支給年金

死亡した月までの年金のうち未支給のものがあるときに、その年金を請求できる場合があります。

請求できる遺族は、死亡した人とその当時生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他の3親等内の親族で、受けられる順序もこのとおりです。

○遺族基礎・厚生年金

国民・厚生年金の被保険者または受給権者が死亡したときに、請求できる場合があります。請求できる遺族は、死亡した人とその当時生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母です。

※遺族年金については、受給資格、受給要件が個々に変わりますので、詳細はお問合せください。

○新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例措置として、国民年金保険料の特例免除申請受付手続きを行っております。詳細につきましては次の連絡先までお問合せください。

問合せ 小樽年金事務所 国民年金課 ☎0134-23-4236
福祉課 福祉グループ ☎21-2120



マイナンバーカードについてのお知らせ

マイナポイント第2弾の対象となるカードの申請期間が延長されました。

マイナポイント第2弾の対象となるカードの申請期間が、令和4年9月30日から令和4年12月31日までに延長されました。

【マイナンバーカードのお受取、お忘れではありませんか】

マイナンバーカードのお渡しの準備が完了した方に役場からハガキを送付しております。

ハガキに記載されている受取期限が経過していても受取ができますので、ご都合に合わせて、福祉課までお越しください。

なお、受取は、原則ご本人に限ります。

○マイナンバーカード受取の際に必要なもの

- ・ハガキ、通知カード
- ・本人確認ができるもの

① 運転免許証、パスポートなど顔写真入りの公的な身分証明証の場合は1点

② ①の本人確認書類をお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳など、氏名が書かれたものを2点ご持参ください。（詳細ハガキの裏面に記載しています。）※ハガキを紛失された方もカードの受取ができますので、お問合せください。

【第2弾マイナポイント事業のポイント付与について】

マイナポイントの申込期限は、令和5年2月末となっています。

対象：令和4年12月31日（土）までにマイナンバーカードの申請をされた方、既にマイナンバーカードをお持ちの方（第1弾ポイントを申請していない方）

内容：①マイナンバーカード新規取得による5,000円分のポイント付与

※キャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。

②健康保険証としての利用申し込みによる7,500円分のポイント付与

③公金受取口座の登録による7,500円分のポイント付与

○マイナポイント付与のお手続きの際にご持参いただくもの

① マイナンバーカード（カード受取の際に設定した4桁の暗証番号が必要です）

② 健康保険証

③ 公金受取口座にする本人名義の口座情報が分かるもの（通帳等）

④ ポイントを付与するカード等（ICカード、電子マネー、クレジットカード等）

問合せ 福祉課 戸籍住民グループ ☎21-2120